

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略</p> <p>(介護認定審査会)</p> <p>第2条 <u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u>第14条の規定に基づき、三田市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)を置く。</p> <p>第3条～第6条の5 省略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)</u>の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,940円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。<u>以下この項において同じ。)</u>が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 87,680円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>125万円以上200万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 101,170円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円以上300万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(<u>保健福祉事業</u>)</p> <p><u>第1条の2 市は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u>第115条の49の規定に基づき、<u>保健福祉事業を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>保健福祉事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>(介護認定審査会)</p> <p>第2条 <u>法第14条の規定に基づき、三田市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)</u>を置く。</p> <p>第3条～第6条の5 省略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)</u>の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,940円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>が135万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 87,680円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>135万円以上210万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 101,170円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円以上320万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

イ 省略

(9) 次のいずれかに該当する者 114,660 円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(10)～(11) 省略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,230円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,230円」とあるのは、「33,720円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,230円」とあるのは、「47,210円」と読み替えるものとする。

第8条～第14条 省略

(保険料に関する申告)

第15条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得の状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 省略

(4) 前年の合計所得金額が基礎控除額(地方税法第314条の2第7項に規定する基礎控除額をいう。)以下であるとき。

(5) 省略

第16条～第21条 省略

付 則

1～13 省略

イ 省略

(9) 次のいずれかに該当する者 114,660 円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(10)～(11) 省略

第8条～第14条 省略

(保険料に関する申告)

第15条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得の状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 省略

(4) 前年の合計所得金額が基礎控除額(地方税法第314条の2第6項に規定する基礎控除額をいう。)以下であるとき。

(5) 省略

第16条～第21条 省略

付 則

1～13 省略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 14 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 15 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 16 第14項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。